

早稲田大学情報生産システム研究センター 助教細則

(細則の目的)

第1条 早稲田大学情報生産システム研究センター(以下「センター」という。)の助教制度の適正な運用をはかるため、この細則を定める。

(助教制度の目的)

第2条 センターは、学生を教授し、または研究に従事することを目的として、任期を定めて助教を置く。

2 助教制度は、本大学をはじめ他大学および他機関において、教員または研究者となりうる人材を育成し、社会への接続性を高めると同時に、本大学における教育・研究水準の維持と向上を図ることを目的とする。

(助教の嘱任)

第3条 助教は、博士学位取得者であって、学術研究上の活躍が十分に期待される優秀な人物で、助教・助手審査委員会が選考した者について、センター管理委員会(以下「管理委員会」という。)が選任し、情報生産システム研究科(以下「研究科」という。)運営委員会の承認を得て嘱任する。

(助教の任期)

第4条 助教の任期は原則として、2年(年度途中の嘱任者は、2年目の3月末日まで)とし、毎年度末に業績の確認を行う。

2 前項の任期満了後、任期を1年として1回に限り再任用することができる。

3 前項の規定により、助教を再任用する場合、助教・助手審査委員会が行う審査に基づき、管理委員会が承認する。

(助教の指導)

第5条 助教は、所長の監督の下に、指導教員の指導、助言に従い、学術研究活動を行う。

2 前項の指導教員は、センター兼任センター員のうちから管理委員会の議を経て所長が任命する。

3 指導教員は、助教の研究、進路等に関して適切な助言と勧告を行うものとする。

(助教の業務)

第6条 助教は、次の各号に定める業務を行うものとする。

- 一 センターおよび研究科における実験、演習等の補助
- 二 センターおよび研究科における入学式、卒業式、講演会その他の行事運営に係る業務
- 三 研究科における入学試験、論文審査等実施に係る業務
- 四 その他所長が必要と認める事項

(助教の兼職)

第7条 助教は、他の職に就き、または他の学校の教員になることができない。
ただし、大学教員の兼業に関する規程および次の各号を満たす場合は、他大学の非常勤講師等を兼職することができる。

- 一 職務の内容が、本大学助教としての本務に支障をきたさず、かつ、社会的にみて、大学の品位をおとしめるものでないこと。
- 二 本務と特別の利害関係発生のおそれがないこと。
- 三 授業担任時間が、年間平均週4時間以内であること。
- 四 管理委員会が適当であると認めたものであること。

(研究報告書の提出)

第8条 助教は毎年度末までに、所長へ研究報告書を提出しなければならない。

(意思決定機関への参加)

第9条 助教は、管理委員会その他の意思決定機関の構成員外とする。ただし、意思決定機関は、あらかじめ議決事項を定め、当該意思決定機関の構成員とすることができる。また、必要に応じて出席を求め、その意見を聞くことができる。

附 則

この細則は、2018年4月1日から施行する。